

前橋市国民健康保険条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現 行
<p>第8章 罰則</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 省略</p>	<p>第8章 罰則</p> <p>第13条 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じ<u>ない者</u></p> <p>(2) 省略</p>

前橋市福祉医療費の支給に関する条例新旧対照表(第2条関係)

第2条関係改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 この条例において「資格確認書」とは、<u>保険者から交付される被保険者の資格に係る書面であって、電子資格確認(社会保険関係法に規定する電子資格確認をいう。以下同じ。)</u>を受けることができない被保険者及びその被扶養者に交付されるものをいう。</p> <p>7 この条例において「一部負担金」とは、医療費の額(生活療養標準負担額(次条第1項第2号又は第3号に該当する者が、受療の際に社会保険関係法の規定に基づき保険者から交付を受けた入院時食事療養に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」という。))を提示しなかった場合(受療の際に電子資格確認又は資格確認書により食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることを確認することができる場合を除く。))は、食事療養標準負担額を含む。)に相当する額を除く。)から社会保険関係法の規定により給付された額を控除した額をいう。</p> <p>8～9 省略</p> <p>(受給資格者証及び減額認定証の提示)</p> <p>第6条 第4条第2項又は前条第3項若しくは第4項の規定により受給資格者証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。))は、保険医療機関等で医療を受ける際は、<u>電子資格確認又は資格確認書、被保険者証、組合員証若しくは加入者証の提示により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、次に掲げる書類を提示しなければならない。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 減額認定証(第3条第1項第2号又は第3号</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 この条例において「<u>電子的確認</u>」とは、<u>保険者に対し、被保険者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。))の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けた当該情報により確認することをいう。</u></p> <p>7 この条例において「一部負担金」とは、医療費の額(生活療養標準負担額(次条第1項第2号又は第3号に該当する者が、受療の際に社会保険関係法の規定に基づき保険者から交付を受けた入院時食事療養に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」という。))を提示しなかった場合(受療の際に<u>食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。))は、食事療養標準負担額を含む。))に相当する額を除く。))から社会保険関係法の規定により給付された額を控除した額をいう。</u></p> <p>8～9 省略</p> <p>(受給資格者証及び減額認定証の提示)</p> <p>第6条 第4条第2項又は前条第3項若しくは第4項の規定により受給資格者証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。))は、保険医療機関等で医療を受ける際は、<u>社会保険関係法に規定する電子資格確認又は被保険者証、組合員証若しくは加入者証の提示により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、次に掲げる書類を提示しなければならない。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 減額認定証(第3条第1項第2号又は第3号</p>

<p>に該当する受給資格者が、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額について福祉医療費の支給を受けようとする場合(受療の際に<u>電子資格確認又は資格確認書により食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることを確認</u>することができる場合を除く。)に限る。)</p>	<p>に該当する受給資格者が、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額について福祉医療費の支給を受けようとする場合(受療の際に<u>食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの電子的確認</u>を受けることができる場合を除く。)に限る。)</p>
---	--

前橋市福祉医療費の支給に関する条例新旧対照表(第3条関係)

第3条関係改正案	第2条関係改正後
<p>(受給資格者証及び減額認定証の提示) 第6条 第4条第2項又は前条第3項若しくは第4項の規定により受給資格者証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、保険医療機関等で医療を受ける際は、電子資格確認又は資格確認書の提示により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、次に掲げる書類を提示しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p>	<p>(受給資格者証及び減額認定証の提示) 第6条 第4条第2項又は前条第3項若しくは第4項の規定により受給資格者証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、保険医療機関等で医療を受ける際は、電子資格確認又は資格確認書、<u>被保険者証、組合員証若しくは加入者証</u>の提示により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、次に掲げる書類を提示しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p>